



議員提出議案第 1 号

飯能市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び飯能市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年3月17日

提出者	飯能市議会議員	野 口	和 彦
賛成者	同	中 元	太
同	同	新 井	重 治
同	同	坂 井	悦 子
同	同	内 田	健 次
同	同	新 井	巧
同	同	野 田	直 人

飯能市議会議長 平 沼 弘 様

飯能市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯能市議会委員会条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務委員会」を「総務教育委員会」に、「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び教育委員会」に改め、同項第2号中「厚生文教委員会」を「生活福祉委員会」に、「健康福祉部及び教育委員会」を「市民生活部及び健康福祉部」に改め、同項第3号「市民生活部、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

飯能市議会の常任委員会の名称及び所管を改めるため提案するものである。

飯能市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務教育委員会</u> 7人 市一般会計の歳入に関する事項並びに企画部、総務部、財務部、秘書室、危機管理室、行政不服審査室、選挙管理委員会、公平委員会、<u>監査委員</u>、<u>固定資産評価審査委員会</u>及び<u>教育委員会</u>に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) <u>生活福祉委員会</u> 6人 <u>市民生活部</u>及び<u>健康福祉部</u>に関する事項</p> <p>(3) <u>経済建設委員会</u> 6人 産業環境部、建設部、上下水道部及び農業委員会に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務委員会</u> 7人 市一般会計の歳入に関する事項並びに企画部、総務部、財務部、秘書室、危機管理室、行政不服審査室、選挙管理委員会、公平委員会、<u>監査委員</u>及び<u>固定資産評価審査委員会</u>に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) <u>厚生文教委員会</u> 6人 <u>健康福祉部</u>及び<u>教育委員会</u>に関する事項</p> <p>(3) <u>経済建設委員会</u> 6人 <u>市民生活部</u>、産業環境部、建設部、上下水道部及び農業委員会に関する事項</p>